

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第15号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年佐賀県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）第6条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、地方公務員（職員を除く。）若しくは同規則第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。）又はこれに準</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）第6条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、地方公務員（職員を除く。）若しくは同規則第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。）又はこれに準</p>

改正前	改正後
ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。	12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。